

# 第1回 規制制度改革ワーキングチーム 議事要旨

1. 日時：平成28年11月 7日（月） 18:30 ～ 20:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室

## 議事

### 開会

1. 規制制度改革ワーキングチームの運営について
2. IT利活用に係るこれまでの取組について
  - (1) これまでの経緯とアクションプランの改定
  - (2) 全数調査の分析結果
  - (3) 現行アクションプランのフォローアップ
3. 規制改革推進会議の動きについて
  - (1) 行政手続部会の動き
  - (2) 投資等ワーキンググループの動き
4. 今後の進め方

### 閉会

○IT総合戦略室 第1回「規制制度改革ワーキングチーム」を開催させていただきます。

本日、皆様におかれましては、御多忙中、また、大変遅い時間にお集まりいただき、大変恐縮に思っております。

早速でございますが、開会に当たりまして、向井副政府CIOから御挨拶をよろしく願いいたします。

○副政府CIO 本日は、本当に御多忙中、また、遅い時間にお集まりいただきまして、本当に申しわけございません。ありがとうございます。

私どもが事務局を務めますIT総合戦略本部では、平成25年6月に『世界最先端IT国家創造宣言』を策定いたしました。以降、毎年、改定を繰り返しているわけでございます。

こうした中で、ITによる恩恵を国民やこの国で事業を行う方々に広く行き渡らせるために、さまざまなITに係る規制制度改革を断行していく必要があるとの認識のもとに、『IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン』を策定いたしました。

このアクションプラン策定から約3年が経過し、一定の進捗がございます。他方、ITをめぐる動きは日進月歩である中で、時代に即した新たなアクションプランを策定する必要性を認識しております。一方で、ITに係る規制制度改革と一口に申しまして、多種多様でございます。

政府では、規制改革推進会議において幅広い規制改革に取り組む中で、IT関連の規制についても議論を行うと聞いております。こうした動きと緊密に連携しつつ、IT総合戦略本部が扱う対象を明確化しながら、実効性のある政策を打ち出していく必要があります。規制改革推進会議と私どもで緊密な連携をとって、適宜分担しつつ協力してやっていくということだろうと考えております。

そうした中で、IT総合戦略室では、法令に規定される手続の状況を網羅的に把握するための調査を実施してございまして、昨年、今年と公表いたしました。後ほどの説明でも出てまいりますこの調査におきまして、新たにわかってきたこともございます。

こうした材料を踏まえまして、ワーキングチームでは、特に法令に根拠があるさまざまな手続につきまして、安全を確保しつつITを利活用してより円滑に利便性の高い手続がなされるように、政府横断的な取り組みを中心にまとめてまいりたいと考えてございます。

本日は、大所高所から忌憚のない意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします

○IT総合戦略室 ありがとうございます。

次に、ワーキングチームの位置づけにつきまして、事務局から簡単に御説明させていただきます。後ろのほうになりますが、参考資料1、2、3を用いて簡単に御説明させていただきます。

参考資料1は、先月でございますけれども、今年10月20日、親会に当たりますデータ活用基盤・課題解決分科会にて使った資料でございます。従来の規制制度改革の議論につきましては、これまでの取り組みのところにありますが、新戦略推進専門調査会の下に規制制度改革分科会を開催しておったわけでございますけれども、この秋から体制を変えま

して、データ活用基盤・課題解決分科会を設けまして、その下に規制制度改革ワーキングチームをつくるという形になりました。この参考資料自身は、10月20日に分科会におきまして了承されている参考資料でございます。

その次の参考資料2でございます。先ほど申し上げました体制に基づきまして、同日付で村井座長から決定をいただいた資料でございます。簡単にまとめますと、先ほど申し上げましたとおり、この規制制度改革ワーキングチームを置くこと、構成員は分科会の座長が指名すること、主査を置いて、主査も分科会の座長が指名すること。その他のことにつきましてはワーキングチームの主査が定める。こういった資料になっております。

同決定に基づきまして、参考資料3でございます。本日、お集まりいただいておりますが、構成員として6名の方を村井座長から御指名いただくとともに、今、隣に座っていただいております國領先生に主査をお願いする形になったという経緯でございます。

構成員につきまして、参考資料及び座席表にも記載させていただいておりますけれども、ここでは名前だけ簡単に御紹介させていただきます。

まず、金丸構成員でございますが、本日は代理で、住田様に御出席いただいております。

それから、関構成員でございます。よろしくお願いいたします。

根本構成員でございます。よろしくお願いいたします。

村上構成員でございます。よろしくお願いいたします。

吉田構成員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、國領主査から御挨拶いただくとともに、これ以降の議事進行をよろしくお願いいたしますと思います。よろしくお願いいたします。

○主査 遅い時間にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私もIT関係の規制改革に随分携わってまいりましたけれども、大きな流れ、哲学みたいなものをきちんとつくる話と、一個一個細かく詰めて追い込んでいく話と、両方やらないと実現しないというのが思いでございまして、今回、新体制のもとでアジェンダの設定そのものからもう一回見直すところからやっていくかと思いますが、実りのあるものにしていきたいと思っております。

規制改革推進会議も専門委員という形で私も参加させていただいて、連携がとれるような形にしておりますので、ぜひ皆さんのお力添えをよろしくお願いいたします、どうぞよろしくお願いいたします。

○IT総合戦略室 資料の確認をさせていただきます。

表紙、議事次第、配付資料に加えまして、

資料1 規制制度改革ワーキングチームの運営について（案）

資料2-1 IT利活用に向けた規制制度改革<これまでの経緯とアクションプランの改定>

資料2-2 法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の調査（全

数調査) <分析結果>

資料2-3 IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン<フォローアップ結果(H28.9末時点)>

資料3-1 規制改革推進会議(行政手続部会)における取組

資料3-2 規制改革推進会議(投資等ワーキング・グループ)における取組

資料4 規制制度改革ワーキングチーム 今後の進め方(案)

参考資料1 新戦略推進専門調査会分科会の新たな体制について

参考資料2 規制制度改革ワーキングチームの開催について

参考資料3 規制制度改革ワーキングチーム 構成員名簿

参考資料4 IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン

参考資料5 IT利活用に係る基本指針

をつけております。

もし何かございましたら、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○主査 資料はよろしいですね。

それでは、議事次第に従いまして、議事「1. 規制制度改革ワーキングチームの運営について」の御説明をお願いします。

○IT総合戦略室 資料1に基づき、御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように、今後のワーキングチームの運営につきましては、主査が定めるということで、主査と相談しまして簡単に資料1に書かせていただきました。

簡単にポイントだけを説明させていただきますと、以下のとおり決定するというので、この調査内容については、上の親会である分科会に報告すること、ワーキングチームについては、主査代理を置くことができること。ワーキングチームは、原則非公開でございますが要旨については公開すること、配付については、原則公開すること等を記載しております。

以上でございます。

○主査 この原案でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○主査 ありがとうございます。

それでは、原案どおり主査決定とさせていただきます。

この規約によりますと、主査代理を置くことになっております。主査代理はこれまでも電子行政分野で多大な御見識を持つ村上構成員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○主査 ありがとうございます。

村上構成員、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事に参りたいと思います。本日は、IT利活用に係るこれまでの取り組みと規制改革推進会議の動きを踏まえた上で、議事4である当ワーキングチームの今後の進め方について、皆様の議論をいただきたいと考えています。

できるだけ皆様の発言機会を多くとるため、まずは事務局からの資料をまとめて説明いただき、その後に質疑の時間を設けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず「2. IT利活用に係るこれまでの取組について」から始めていただければと思います。このままずっと資料2-3までですよね。やってしまってください。

○IT総合戦略室 私どもから説明させていただきたいと思います。

まず、IT室から、資料2-1、2-2、2-3の順番で御説明させていただきます。

資料2-1でございますが、過去の経緯ということで簡単にまとめさせていただいております。2ページ目の1枚で、過去の取り組みを御説明させていただいております。大きく申し上げると2つの流れがあるかと思っております。

1つは、3年前でございますけれども、『世界最先端IT国家創造宣言』を閣議決定した際に、その中で先ほどあったようなアクションプランを策定すると決められ、それを踏まえまして、基本的には個別項目ごとの規制改革項目を並べるという形で、青の部分でございますが、『IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン』を平成25年12月に決定しております。

これは後ほど御説明しますが、28項目からなるものでございまして、この際には、規制改革会議と連携いたしまして、規制改革会議には当時、創業・IT等ワーキンググループがございまして、そこで検討された項目10項目のうち9項目でございますが、それを含めるという形で策定されまして、その後IT本部としては、アクションプランを年2回フォローアップするという形で進めてきているということでございます。

もう一つの流れは、ITコミュニケーション活用促進戦略会議とございますけれども、全体の進め方を考えていこうということで、『ネット意識革命宣言』が決定され、それに基づきまして、『IT利活用に係る基本指針』を1年ちょっと前ですが、IT本部決定しております。

それとあわせまして、全体、行政手続あるいは民間取引、ITに係る規制といったものがどうなっているのかを調べようということで、規制制度改革分科会の中で全数調査の方向を議論していただきながらまとめていったということでございました。先ほど國領先生からありましたように、これらを今後、どう詰めていくのが課題になっていく。こういった認識の中で、今年5月22日に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言で、先ほど申し上げましたアクションプランを改定するというところで、規制制度改革ワーキングチームを開催させていただいたということで、今回も引き続き、規制改革推進会議と連携していきたいと考えているということでございます。

次のページは、規制制度改革集中アクションプランでございますが、2013年にしたものでございます。28項目、当時は対面原則の見直しあるいは書面による保存、提供が規定されている制度の見直し等々でございますが、大きく分けると行政手続関係のものあるいは

民間取引関係のものが記載されているといった内容でございます。

このうち赤の項目は、当時の規制改革会議で検討いただき、それをIT本部にも同じく記載したという内容になっております。

4 ページ目は、先ほど申し上げましたように、アクションプランに書かれた項目につきましては、毎年2回フォローアップをしています。ここに書かれているのは、今年の3月時点での評価で、28件中22件となっておりますが、9月時点の状況は、このたび調べましたので、この後に御報告させていただきたいと思っています。

5 ページ目は、先ほども申し上げましたように、全数を調べることとあわせて全体をどう進めていくのかといった観点から、IT利活用に係る基本指針を1年少し前にやっています。この中としては、視点と基本原則ということで、当時は情報セキュリティが非常に重要になっていたことも踏まえ、情報セキュリティのことも書かれておりますが「5つの基本原則」ということで、電磁的処理の原則（IT優先の原則）、双方向性、安全・安心な情報の高度な流通、行政保有情報の共同利用原則、共通化・標準化。そういったことを記載するとともに、特に法令上認められていないものについて、現状を把握し、検討対象手続と言っておりますけれども、見直し計画をして、その上見直すようにという各省庁に対するお願いを書かせていただいている。こういった状況になります。

6 ページ目は、それを踏まえつつ、同時的に全数調査をこれまでやってきたわけですが、今年6月に2度目という形になりますが、全数調査について公表しています。これについて、この後に資料2-2で詳しく御説明させていただきたいと思っております。

最後の7ページ目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今年5月に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言で、アクションプランの見直しを行うことになっております。

それに加えて、この後、御説明いただきますけれども、政府全体といたしましては、規制改革、行政手続簡素化、IT化の一体的な取り組みということで、規制改革推進会議がそういった一体的な重点分野の幅広い設定、コスト削減目標の決定を計画的に推進することで検討を進めておりますので、IT本部としても、そういった中の役割分担を明確にしながら貢献していきたいと思っていますところが全体の流れでございます。

次に、資料2に基づきまして、先ほどの全数調査の結果について、分析を事務局でさせていただきましたので、簡単に御報告させていただきたいと思えます。

目次でございますが、全数調査の結果（全体像）と、官-民、地方-民、民-民という形で分けて記載しております。

3 ページ目は全数調査の結果でございますが、IT本部で調査するのは2回目でございます。この報告は、6月に公表したものをベースにIT本部として分析させていただきました。なお、このエクセル表は全てホームページ上で公表しています。

目的を改めて考えてみると、全数の状況を把握するということが、これを踏まえて今後の取り組み方針の検討に資するものとしたいということでございます。

対象として、各省庁に調査を依頼した内容は、法令等に基づいて行政機関に係る申請・届け出あるいはその他の手続の状況、法令の規定に基づいて民間事業者が行う書面の保存、交付等の行為。ここについては手続と言っていますけれども、いわゆる民一民の手続に係る規制について調査したということでございます。

なお、官一民のうちのオンライン化、既に実施中の手続については、行政手続オンライン化法に基づきまして、総務省でオンライン化の状況を公表しております、そのために調査をやっておりますので、それを利用させていただいたということでございます。

精度は、数字としては、例えば一つの新規手続と更新手続みたいなものがあつた場合、それを2つとしてカウントするのか1つとカウントするのか、各省庁でばらばら等もございまして、完全にこの数字で決まりというわけではないのですが、全体の状況がどうなっているかということで、御理解いただければと思っております。

4ページ目は、全体の結果概要で、これは何度か御説明させていただいている内容でございますが、大きく申し上げますと、いわゆる官（中央政府）と民の関係の手続につきましては、法令上オンライン化を実施している手続が8,040で、一方、法令上オンライン化が不可とされている手続は1%で197手続となっている。

この8,040のうち、いわゆる国で、かつ申請・届け出と言われるもの。申請・届け出以外とは、例えば意見の聴取とか通知公表とかいった手続でございますが、申請・届け出手続は2,669ぐらいあるということでございます。

地方一民に関しては、合計で1万4,000ほど手続があつて、このうち法令上オンラインが不可とされるのは約3割の4,300ぐらいある。

民一民の手続に関しましては、3,005手続のうち321。約1割は法令上不可というところが全体でわかつたところであります。

具体的にそれぞれどうなっているかが次のページ以降で、ちょっと調べてみた。こういうところでございます。

まずは「2. 行政手続（官一民等）」でございます。6ページ目の官と民の手続に関しましては、これまでの政策の経緯がございまして、ここだけ簡単におさらいさせていただきたいと思っております。IT本部は2001年に創設されたわけでございますが、このときから、いわゆる行政手続のIT化を進めております。

当初は、全ての行政手続をオンライン化しようといった取り組みで進めています。下のほうに書いてありますけれども、e-Japan戦略（2001年）は、IT本部が初めにできたときの戦略でございますが、2003年までに全ての行政手続をインターネット経由で可能とすることが書かれまして、その結果、当時の記録によりますと、2005年までに申請・届け出等の96%までがオンライン利用が可能になったところでございます。しかしながら、オンライン利用率が伸びなかつたということと、そもそも申請実績がほとんどない手続までシステムを構築するなどの弊害というか状況があつたところを踏まえて、2008年ごろからかじ取りを変えて、利用促進に向けて重点化の取り組み、一部のシステムを停止するとい

った取り組みをしております。

2006年のIT新改革戦略では、2010年までにオンライン利用率の向上を目指すとともに、実際の行動計画では重点化をするというのと、一部のシステム停止の検討を進めるということでした。

2010年の新たな情報通信技術戦略では、費用対効果を検討することを示して、それを踏まえて策定されました新たなオンライン利用計画によるオンライン利用の範囲の見直しをして、この時期において、約3,500のオンライン利用を停止しているということでございます。

その次のページは、当時、2012年ごろにかけてIT本部で行った手続についてのペーパーをつけております。基本的には、費用対効果を検証し、かつ、パブコメを経た上で、そもそも申請がない手続を停止するなどのオンライン利用の範囲を見直したということで、3,500の手続の停止を判断したわけでございます。

ここでちょっと読みにくいのですが、申請等がない手続、申請等の件数が3年程度ゼロ件の手続のうち、1,800を停止したということと、一番下の※2にありますが、システム単位としては残すことが必要という判断になったのはいいのですが、その中のそれぞれの手続でほとんど利用件数がない。こういったものについて1,700。合計3,500をこの手続として判断したということになっております。

8ページ目は、現在の方針でございますが、2013年に閣議決定されました世界最先端IT国家創造宣言においては、利用者中心のサービス設計を行う。

こういった観点から、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定しています。

その中では利用者の意見・要望をちゃんと把握することに加えまして、後ほど御説明しますが、改善促進手続を57選定いたしまして、それらにつきまして、各府省に対して改善取り組み計画を策定依頼する。これは全てホームページ上で公表されています。こういったところをお願いしている形になります。

これは2,700ぐらいのオンライン可能な手続のうち57件でございますが、申請の手続件数でいうと約8割を占めている。具体的には、登記、国税、社会保険・労働保険。ここら辺のものが中心になっているところでございます。

こういった政策を踏まえまして、今回、具体的な件数別に全体像を見てみたのが、資料9ページ目になります。行政手続（官一民の全体像）ということで、基本的には行政手続の事業者コストの削減あるいは行政手続効率化につきましては、多くの手続件数によって、規制あるいは手続をちゃんと見直した上で利便性の高いオンラインをしていくことが重要と。こういったところで全体を見ていくと、まずは合計を見ていただければと思いますが、手続件数の多い手続は非常に限られているということと、一方でやはりゼロ件から9件とか、年間の手続件数が少ない手続が非常に多いということでございます。

なお、ここで不明なものが1万件ほど、56%ございますが、その内訳を見ますと、オンライン化手続に5,433、不明なものがございますけれども、このうち5,181件は、先ほど申



し上げました申請・届け出等以外の手続で、例えば通知とか意見具申。こういった手続につきましては、年間の手続件数を調査していないために不明に入っているということです。

5,222につきましては、このうちの4,438件は主に2010年以降の先ほどの手続ですけれども、オンライン、過去に利用を停止したものでございまして、恐らく年間手続件数は現在でも非常に少ないのではないかと。調査を今回はしていないということでございますが、今後、ここは調査をちゃんとしていくべきかなと思っています。

一方で、件数が多いものを見てみると、オンライン化されている手続も多いのですが、未オンライン化の手続も、例えば10万件以上に限ると54、法令上不可の手続は6件あります。これは後ほど御説明させていただきます。

今後、進めていくという観点でいうと、法令上の不可の対応をすべきだけではなくて、件数が多いものについて、いかに利便性を高くしていくかという観点からいうと、オンライン化手続につきましても、規制あるいは手続をちゃんと見直して利用率を向上させていくことも必要ですし、未オンライン化手続については、いろいろ経緯もあるだろうということで、そういったところを踏まえて検討していくことが必要だろうと思っています。手続については、また調査していきたいと思っています。

10ページ目は、オンライン化されている手続の全体像を見てみました。年間手続件数の一番下でございますが、全体としては26億件でございます。このうち大半は診療報酬・オンライン請求システムが占めており、20億件でございます。

それを除くとおおよそ6億件強なわけですが、その6億件強も厚生労働省のe-Gov（社会保険・労働保険等）が1.7億です。登記関係が3.2億。税関関係ですが、NACCSが4,800万。e-Taxが4,200万。ここら辺でおおよそ全ての手続、95%の手続が進められているということでございまして、手続コストの削減あるいは行政効率の削減でいうと、いかにこの利用率を上げていくかが非常に重要なのかなと思っています。

次は11ページ目でございますけれども、このうち独立行政法人経由を除いたもの。先ほど言った診療報酬とかを除いたものでございますが、合計5億件ほどございます。その中で、先ほど申し上げましたように、今、改善促進手続ということで、57手続を選定して取り組んでいます。手続数で2%でございますが、手続件数としては約8割、4億件になります。

一番下にありますが、平均すると今、オンライン利用率が41%でございます。残りを大ざっぱに言うと2億件ぐらいはまだ紙でなされているところでございます。こういったところを今後、引き続けていくことが必要だろう。特に社会保険・労働保険など一部の手続は非常に低いので、オンライン化しているということだけではだめで、ちゃんと使ってもらえるようにしていくことが重要ではないかと思っています。

12ページ目は、オンライン化がされていない手続の中で多いのはどういうものかを見ています。右側でございますグラフが、先ほど言った提出手続を除いた中で件数の割合でございますが、ほとんどゼロ件のもの、1件、20件のもの、100件以下でいうと大体90%は

余り使われていない手続であります。一方で、例えば10万件以上という54ほどの手続が先ほど申し上げたものです。具体的には自動車関連、不動産登記、共済関係、国税関係といったものが手続としてあるという形になっています。

官一民の手続で、法令化が不可能とされている手続が1%ある。197手続がございます。中身を見てみたところ、10万件以上のものは旅券、上陸許可書、在留カード、在留資格認定書、電波法の免許状といったものが法令上不可になっている。これはそのものを渡すという行為が入っています。

一部、500件とか2,500件とか量は少ないのですが、公職選挙法の関係の手続とかが見直してもいいという話がありました。それ以外に非常に幾つか法律がありまして、年間1件とか数件とか、そういったものが多かったということと、財務省関係の国税関係の手続で不明の数がたくさん並んでいるということでございます。

14ページ目は参考で、これは6月にも一部発表させていただいております。法令上不可能あるいは未オンライン化の手続について、各省担当者に調査したところ、もちろん行政処分とか審査、検査などもオンライン化しにくいところがありますけれども「本人の真正性確保」を言っている担当者も多いようで、そういったところについては、今後、検討できるのではないかと考えています。

15ページ目、16ページ目で、今度は地方一民との関係について、整理しています。これは先ほどと同じように、各省に対して法令上の観点から地方一民の手続を所管している省庁に聞いたところでございます。全体で言いますと、合計を見ていただければと思いますが、右側ですね。ゼロ件から9件という数が少ないものも多いのですが、ここで特徴的になるのは、不明が非常に多いところでございます。実はオンライン化されているかどうかを明確に聞いていなくて、各省庁からオンライン化されているような書きぶりがあったものはここに入れている状況になっておりますけれども、オンライン化されているという手続が比較的少なく、法令上不可とされている手続が比較的多いといったところであります。

全体で申し上げますと、オンライン化されているという手続につきましても、少なくとも各省レベルで申し上げますと、実態はどれぐらい件数があるのか、あるいは仮にオンライン化されているとしても、地方でどうなっているのか各省レベルではわからないというものが非常に多く、一部総務省で限られた手続について調査がありますが、全般を申し上げますとオンライン化の実態は把握されていないのが現状なのかなという認識でおります。

次のページは、オンライン化済みと想定されている、先ほど申し上げましたように、各府省からで、多分、されているだろう的な答えがあったものを並べたものです。もしかすると、この中にオンライン化されていないものもあるかもしれません。

順序は、最後に数字をチェックして並べかえたので、大きくなって文章と合っていないんですが、一番多いのは住民票絡み、地方税、遺失物法による届け出。これは本当にオンライン化されているのかよくわからないところがあります。あとは国民年金法、生産動態統計といったところがあります。

一部の手続は利用率が100%となっておりますけれども、中身を見てみると、地方—地方間の取引になっているところと、少なくともこれらをベースで言うと、全体的に利用率がどうなっているのかとか、あるいはどの地方自治体がオンライン化しているのかという情報は、各省レベルではほとんど把握されていない状況かと思っております。

18ページ目は、一方で、未オンライン化であると想定されている手続のうち10万件以上のもの、32の手続を見ました。具体的には戸籍法あるいは生活保護関連、旅券、道路交通関係、学校教育関係。こういったものが件数としてはかなり多い量としてあるのかなということでございました。

次のページは、地方—民で法令上認められていないもので、これは非常に多くございました。4,310手続のうち10万件以上というものを並べてみました。大きなものとしては、道路交通法に係る免許証あるいはそれに関連するものとか、医療券の発券、これは生活保護受給者に発行するものでございます。そのほか、遺失物、住民票絡みで転入・転出届、統計絡み、旅券、母子保健法による妊娠届といったものがあるということでございます。なお、※で統計絡みのものですが、2つついておりますけれども、これは各省から、今後、見直しをするということで、実際に我々が調査した後、恐らく省令改正をして法令上手続できるように見直しをしている状況になっております。

あとはオンライン化に向けた課題で、ここは間違いがありまして、未オンライン化の手続は調べておりましたけれども、法令不可の手続について、先ほどと同様の話が言えるのではないかと思います。

最後に、民間取引の話をしたと思います。民—民間でありますと、これまでの取り組みと手続ということで、e-文書法によって、主務法令で保存ができるようになったということを書いております。

最後のページでございまして、それに基づきまして、法令上不可の手続に関しましては321あります。この中に全部書き切れませんでした、大ざっぱに申し上げますと、船舶関係とかいわゆる国際法上で書面の備えつけが求められる案件、あるいは各種許可証、証明書の発行でオンライン化が認められていない。あとはいろいろ議論がある消費者保護の観点からの書面の交付。それ以外の各種記録保存。こういったものがあるのかなと思っています。一部ミスがありますので、修正させていただきたいと思っています。

以上が全数調査の概要でございます。

次に、資料2—3でございまして。これまで年2回、アクションプランのフォローアップをしてまいったところですが、9月時点の状況をフォローアップしていたしましたので、やっけてまいります。詳細は後ろに小さな字で書かれておりますけれども、大きな変更点だけ、かいつまんで申し上げたいと思います。

措置済みの案件は、基本的には今回、変更がございません。未措置済みの案件（A、B）につきましては、幾つか進捗がございまして、ID連携による本人確認合理化につきましては、基準の規格化を行うということでございまして、ほぼ規格化相当まで書いて、それを

民間事業者にお渡ししたということになっておりまして、ここで一応、措置済みとさせていただきます。

あとは公的個人認証、教科書の電子化、現況地形・施工図3D化・配信、不動産取引と進捗がございますが、今回、評価は変わらずということです。

e-文書法の再徹底でございますが、先ほども御説明した全数調査に加えまして、一部警察、環境省と財務省で省令の改正の動きがありますので、これで措置済みというわけではないのですけれども、一応Aまで行ったということにさせていただきたいと思っています。

残りは、引き続きまだ検討中がご覧のとおりでございます。

いずれにせよ、これにつきましては、また次回以降にアウトカムを含めてチェック評価を行った上で、内容の拡充あるいはこれで終わりということも含めて、ワーキングチームで議論させていただきたいと思っています。

長くなりましたが、以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

続いてになって恐縮ですけれども、やってしまいますか。

「3. 規制改革推進会議の動きについて」につきまして、投資ワーキンググループの動き及び行政手続部会の動きを、内閣府規制改革推進室から続けて御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○規制改革推進室 資料3-1に基づきまして、規制改革推進会議の行政手続部会における取組について御報告したいと思います。

1 ページ目は規制・行政手続コスト削減の取組方針でありまして、先ほどIT総合戦略室などからも言及がありましたけれども、「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指して、事業者の生産性向上を後押しする、事業者目線で規制・行政手続コストの軽減に取り組むことを日本再興戦略2016年で閣議決定しております。

具体的に申しますと、ページの一番下でありますけれども、諸外国の取組手法に係る調査などを行いながら、本年度中を目途に本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進するということでありまして、次のページにあります。今年の9月から行政手続部会を規制改革推進会議の中に設置いたしまして、検討を始めているところであります。

先ほど国領先生からも御指摘がございましたとおり、専門委員として国領先生に入らせていただきまして、吉田構成員にも入らせていただいているということで、私どもとしても、IT総合戦略本部とも連携しながら、これらの問題については検討していきたいと思っています。

その次の3 ページ目は、行政手続部会の今後の進め方、これまでの検討、開催実績と今後の予定であります。開催実績といたしましては、9月20日から検討を開始いたしまして、諸外国の取組とか我が国における既存の取組等につきまして、1回目、2回目と検討いた

しまして、3回目、10月20日からは関係者からのヒアリングを始めております。

今後の予定としては、11月は基本的には関係者からのヒアリング。12月ぐらいから、こういったヒアリングの事業者ニーズの整理ということで、海外調査の結果の取りまとめとか、あるいは他部局というのは、内閣府での主に外国企業の対日直接投資についての検討とか、経済再生事務局での国内の先行的な取組とか、そういったところの御報告をいただきながら、削減手法・目標、重点分野の検討を進めていきまして、今年度中を目途に、議論の取りまとめに向けた検討をさらに進めていきたいと考えております。

4ページ目が、事業者ニーズの把握でありまして、以下の3つの取組により、事業者の規制・行政手続コスト削減のニーズの把握を行うというものでありまして、一つは事業者に対するアンケート調査の実施で、経済団体の協力を得て、アンケート調査の実施を始めたところでありまして。

(2)は、先ほどありましたとおり、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者からの意見聴取を実施する。内閣府のホームページを活用した意見募集は今月から、少し後になりますけれども、開始する予定であります。

その次に3ページありますけれども、参考といたしまして、諸外国における行政手続コストの削減の取組が横長の紙であります。ここで記載のとおり、もともと2000年代において、欧州諸国において政府全体で削減率を目標に定めた。削減率は後ほどありますけれども、行政側のコストではなくて、事業者側にかかる負担の削減、例えばデンマークとかオランダでいいますと25%削減ということで、それを目標にして、以下、イギリス、ドイツ、フランス、もしくはカナダとかでさらにこういった手法が広がってきているということが説明してあります。

その次のページが、エッセンスだけ申しますと、標準的費用モデル(Standard Cost Model)を欧州諸国では使っておりまして、左側の下の図であります。事業者にかかる規制コストは、直接的な金銭コストもあれば、遵守コスト。遵守コストの中でも例えば環境規制が入ったときの環境の設備投資のコストなどがありますけれども、そういったものを除いた行政手続コストを主に削減対象にしています。

具体的に何かといいますと、右にありますとおり、ある種の許認可のような規制がありますと、情報提出義務と書いてありますけれども、政府に対していろいろな情報を提出していかなければなりません。申請書をつくったりとか添付書類をつくったりとか、いろいろなデータを集めなくてはならない。そうすると、内部コストということで、会社内の人件費とか、外部コスト、外部のコンサルタントに支払いを行ったりとか、そういったことを欧州諸国においては、ヒアリングやアンケートを通じて洗い出しながら、金銭換算していったという取組がありまして、我が国としてこれをそのまま使うかどうかは議論が必要であります。こういったことを参考にしながら行政手続コストの削減に努めていきたいと考えております。

最後のページですけれども、行政手続コスト削減効果が高かった取組で、イギリスの上

位10の取組の表にありますが、労働法のガイダンスプログラムとか、消費者向けの広告などのルールとか、さらに見ていきますと、電子的な手法によって行政手続の簡素化に努めたものがありますから、こういった海外の例も参考にしながら、年度末の取りまとめに向けて、今後、検討していきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

○規制改革推進室 続きまして、資料3-2に基づきまして、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループにおける取り組みについて、御紹介させていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず「当面の重要事項（案）」と書いてある資料でございます。これは10月6日の規制改革推進会議の本会議で、会議の当面の重要事項として決定されたものでございまして、この中に「4. デジタル社会進化のための規制の徹底改革」という項目がございます。

これだけでは中身が抽象的でよくわからないかもしれませんが、それを具体的にしたと言えるのが2ページ目でございます。これは先月24日の規制改革推進会議本会議で公表された資料でございます。投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項が公表されました。

この中に、ITあるいはデジタルに関係する項目が1ポツ、2ポツ、3ポツと3つございます。それぞれについて、簡単に御説明させていただきますけれども、まずは「1. 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」がでございます。

現状といたしまして、例えば所得税の源泉徴収あるいは年末調整の事務につきましては、企業に給与担当の部署がございますけれども、そこでの負担が非常に大きいということがございます。住民税につきましても、毎年5月ぐらいに各地方自治体から大量に紙の書類が届いてくるということで、企業としては、それを処理するために本当に人の手当てをしなければならない。それぐらいの負担になっているということがございます。

社会保険に関しましても、いろいろな社会保険がございますけれども、内容が重複するような、似たような書類をそれぞれの役所に提出しなければならない。こういった負担もあるわけでございますが、これらをITあるいはマイナンバーを活用して事務の合理化を図っていかうということでございます。

これから議論をするという項目でございまして、具体的にどういうことができるのかを検討していくこととなります。

次に「2. 官民データ活用」でございます。これも現状といたしましては、現在の日本の個人情報保護に関する法制は、個人情報保護法の改正が施行待ちでございますし、行政機関、独立行政法人の個人情報保護法も改正されるということで、情報の利活用に向けた取り組みは進んでいるわけでございますけれども、地方の条例なども含めて日本全体で見ますと、個人情報保護に関する法制の違いは残っている状況でございまして、そういった違いがありますと、情報の利活用が円滑に進まない。

例えば医療とか災害対策とか、その他の分野もちろんあるのですが、そういった分野で情報を利活用してサービスを充実させていく。そういった取り組みが進まないの、そこを何とかしたいということでございます。これにつきましては、先週の4日に投資等ワーキング・グループの第2回の会合が行われまして、実は根本構成員にいらっしやっただいて御説明をいただいたのですけれども、今後、いろいろな方あるいは関係省庁の御意見も聞いて進めていきたいと考えております。

最後に、次のページに「3. IT時代の遠隔診療と遠隔教育」がございます。これらは過去における規制改革実施計画でありますとか、あるいは特区における取り組みも一部進んでおるわけでございますが、それをさらに進めていく必要があるということでございます。

具体的には、例えばここの残された課題に書いてありますけれども、遠隔診療でしたら診療報酬の対象の問題とか、処方薬交付の際の対面指導といった問題が座長の御指摘でもございますし、遠隔教育では、取れる単位数の制約があるということでございまして、こういった課題が残されているだろうというのが座長からの指摘でございます。

また、これは投資等ワーキング・グループだけの話ではなく、規制改革推進会議全体の話でございますけれども、今月1日から今月いっぱいまで、内閣府のホームページで規制改革ホットラインの集中的な提案の受付をやっております。提案はいつでも出せるのですが、今月は集中的に受け付けるということでございまして、いただいた規制改革提案につきまして、必要なものは各省に回答を求めて、さらに必要なものは改革事項として検討していくこともやっていくということでございまして、そういった取り組みを規制改革推進会議は、今、進めているということでございます。

以上でございます。

○主査 どうもありがとうございます。

説明が長くなって恐縮ですけれども、資料4も説明いただいて、皆さんに御議論いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○IT総合戦略室 資料4に基づきまして、簡単に説明させていただきます。

これまでの説明を踏まえまして、今後のワーキングチームの進め方ということで、検討課題ということで、事務局としての案を御提示させていただいたものでございます。

まず、基本的考え方でございますが、先ほどからありますように、アクションプランの改定に向けて検討を行うということでございます。基本は、先ほどありましたように、各項目を並べるだけではなくて、必要なことを書き込むという形で考えていったらいいのではないかと考えてございまして、そこも御議論いただければと思います。

全体としましては、先ほど御説明がありましたような、規制改革推進会議の動き、先ほど御説明させていただきました全数調査の結果といったところを踏まえて、行政手続、民間取引に分けてメリハリのある形で検討したいと思っております。

行政手続関係でございますが、先ほど行政手続部会から説明がありまして、今後、削減目標に向けて各省庁に対して取り組みを恐らく推進していく形になると認識しており

ますので、そういうことを考えますと、各省ではできないような、政府横断的な取り組みとして検討していったらどうか。特に新たなIT基盤という形を使っていくということで、2つほど案を書かせていただいております。

1つは、IT利活用基本指針にもありますけれども「政府保有情報の共同利用原則」を掲げているわけですが、これを具体的な取り組みの方向としていくということは、今後、行政手続簡素化をしていくときに、各省庁の添付書類みたいなものをバックオフィス連携でどのように進めていくのか。こういった検討が重要ではないかというのが1つ目。

オンラインの手続を進めていく前提として、本人確認手続あるいは電子署名といったものが必要になるわけですが、いろいろ聞いていると、こちら辺は非常にコストがかかるあるいは手続が煩雑というところがあります。

こういったところも含めて検討してはどうかというのが横断的な話としての案でございます。

地方に関してでございますが、一部各省庁から検討対象手続とあって、今後、検討してもよいというものは推進していけばよいと思いますけれども、法令を見直しても各地方がちゃんとオンライン化をしてくれないと意味がないというところもありますので、まずはオンライン化の実態を把握することを事務局で検討させていただければと思っています。

民間取引につきましては、321件をざっと見ると、これを幾つか進めていくことが必要だろうというところで、特に幾つかの分類に分けて、それぞれの対応があるのではないかとということでいうと、例えば、類型化して各府省のガイドラインを示して、こういった手続はちゃんとやってください、こういった手続は長期的に考えましょうといった議論ができるのではないかと考えています。

裏のページでございますが、個別手続につきましては、先ほど規制改革推進会議の投資等ワーキンググループで、例えば税・社会保障について議論するということがございますので、そういったところの議論、先ほど御説明がありましたように、今後、規制改革ホットラインで寄せられる議論といったものを踏まえて、連携しながら検討を進めていきたいと思っています。

アクションプランの現在ある項目でございますが、先ほど申し上げましたように、ちゃんと評価を行った上で、今後、対象にするかを議論してはどうかと思っています。

今後のスケジュールでございますが、世界最先端IT国家創造宣言では、年末までと書いたのですが、この議論は規制改革推進会議全体の流れと合わせていくことが必要だろうということで、必ずしも年末に限らずに進めていきたい。12月ぐらいには、主なところを一度は議論してみたい。最後のまとめ方は全体の動きの中で、来年、年明け以降も進めていく形で詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

ここから、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。2と3については、取り組み内



容の説明の紹介と規制改革の動きということで、御質問等がございましたらいただければと思いますし、資料4については、本ワーキングチームの今後の進め方で、まさに皆さんの御意見をいただいて、必要な修正をしたいという部分でございます。

順番も特に問いません。どちらの話でも結構ですので、ぜひ御発言をよろしくお願いたします。

○構成員 実は、この前も行政手続の部会で申し上げたものと重複するのですが、どこかで一度ビジョン設定ということをした方がいいと思います。内容がかなり多岐にわたっていますが、世界最先端IT国家が中心のビジョンとしていいと考えて、それらが具体的にどのような世界や未来をイメージしているレイアウトがあればいいのではないかと思います。

何でこういうことを申し上げるかという、私は、イギリスのBT（ブリティッシュテレコム）に勤務しているのですが、イギリスの政府がe-Government制度を実施しました。その結果、コストの削減や、業務の簡素化が実現されました。

もちろん事業を展開している企業の負担も減ったわけですが、もう一つ目標にしたのが、国内のイノベーションの活性化を同時に実現しようというビジョンがありました。ロンドンオリンピック・パラリンピックの時も地域の活性化も同時に実施しましたが、イギリスとはこうゆうビジョンを描くのが好きな国だと思います。そのコンセプトでe-Governmentというクラウドプラットフォームをつくり、例えばミッド・スモール・ビジネス、要は、中小企業とかアントレプレナー、起業家たちのソフトウェアを優先的に選ぶようにした。アップルストアのように、例えば1000の企業が提供する1万のサービスがそのシステムの中に並ぶわけです。

それに中央政府が推奨するという「ガバメント・スタンプ」をつけて、強制的ではなく、みんなが使いやすいような環境を作りました。こうした基本ビジョン設定に少し時間をかけて内容をつめておくと、各論でぶれることがなくなるのではないかと思います。また、そうすると、何を優先するかというプライオリティーが出てくると思います。

ここで話し合われていることはすばらしい取り組みだと思うので、ぜひ最初に、こうしたビジョンを、たとえば安倍総理の言う世界最先端IT国家の構想をもとに討論したいと思います。もしすでにあるのであればご紹介ください。私は、規制改革推進会議のメンバーにもなっています。その分科会に原座長が率いる投資等ワーキンググループがあり、今回ここで話し合われている内容を公開・非公開でかなり時間をかけて話をしてきました。一応、その結果として私なりのストーリーができています。

まずデジタル社会を進化させるための規制改革をなぜやるのかというと、GDP600兆円を達成するためである。それを実現するための柱になるビジョンは第4次産業革命やSociety5.0であろう。そのために何が一番大事だろうか。何といたってビッグデータだろう。ところで、ビッグデータの活用をどのように展開させたらいいのか、それは、恐らくマイナンバーがキーなのだろう-というものです。

でも、マイナンバーの普及は時間がかかっている。それを動かすためにはどうしたらいい

いか。それは源泉徴収、年末調整に関連する税金や年金の分野から開始したらどうかという提案ができました。この分野は事業者側にもかなりの負担になっており、各世帯との密接に関連するので、普及が早くなるのではないかと考えられる。そこで出てきたのは、個人情報保護法で、この件もしっかりと見据えていかなければならない。それに関連して自民党の「官民データ活用基本法」が議論されています。このワーキングチームでもこうした情報は共有していただいて、全体を見渡せるブルーピクチャーを具体的に作ったらいいのではないかと思います。

○主査 ありがとうございます。

これは今のものを翻訳すると、どのような考え方で、資料4の2つに、どういうストーリーのもとに、ですから、より上位の達成したいことがあって、それを今までの経緯とか、規制改革推進会議との分担とか、いろいろなことがあるのはわかるけれども、どういうストーリーのもとにこの2つはどのようにしたいのか。そのあたりのストーリーをもうちょっと説明していただけるとわかりよいかもかもしれません。

あとはそもそも世界最先端IT国家創造宣言がどんなことをうたっていて、ここでそのような格好になるという説明があるとわかりよいかと思います。

○IT総合戦略室 なかなか難しい質問でございますけれども、世界最先端IT国家創造宣言の中でいうと、もともと目指しているのは、もちろん、いろいろな側面はございますが、IT分野でいうと、ITの特に利活用を世界水準までしていこうと。このような理解で書かれております。その中で言うと、いろいろなビッグデータとか利活用とか、そういったところもIT室全体では、これまでやってきたところでございます。

この中でいうと、行政手続あるいは電子政府についても、先ほど御説明いたしましたように、従来オンラインでの利用を促進していかなければいけないところでありまして、それは過去の経緯で申し上げますと、利用率の向上には出てくるのですけれども、我々としても、利用率の向上をするという中でいうと、過去から見ていくと、単に手続をそのままオンライン化するのではなくて、ちゃんとその業務の見直しあるいは手続の見直しをしてから進めていかないといけない。このような流れになっているのかなと思っています。

こういった流れで、今回、規制改革推進会議でも全体の取り組みを進める流れの中でいうと、その中でパーツとして抜けている部分としては、この2つぐらいが、各省にお願いしても出てこないところかなということで、とりあえずこの2を出させていただいております。こういったところでございます。

全部答えにはなっていないかもしれませんが、以上でございます。

○主査 どうぞ、お願いします。

○IT総合戦略室 資料2-1で、御説明を既にさせていただいたかと思いますが、5ページになります。昨年、IT利活用に係る基本指針をIT本部で決定しております。当時は、まだ600兆円とか、IoTとか4.0とか5.0がまだ萌芽の時代だったので、とにかく成長のエンジ

ンはITだと。これは明確にありました。

それを受けて、具体的な考えとしては、真ん中のピンクのところの「5つの基本原則」で、IT優先、デジタル・ファーストだということと、双方向性でやるのだということと、セキュアな話と共同利用の話と標準化。これを具体的にいうと、今、参事官の市川が申し上げたような形で、この2つ、共同利用原則とオンラインにおける本人確認を現状は整理させていただいているということでもあります。

○構成員 ●●構成員を少しフォローさせていただくとすると、エストニアみたいな国家ができないのでしょうかというのが端的な部分なのだろうと思います。カード1枚で全部済みますと。そういう国を目指すのでしょうかということなのですが、ここから先は私の発言なのですが、今、御指摘いただいた5ページ目で「5つの基本原則」という部分が、実は実感としてはほとんどこの原則に沿った形になっていないというフラストレーションがあるのです。

私どもも、電磁的処理の原則と言いつつ、ほとんどなっている実感はないというのが現実だろうと思っております。全数調査のところ、例えば地方一民で、住民票か何かのところ、7,800万件オンライン化されていますと見えるようなデータにはなっていますが、実は注書きがあって、オンラインで出してもいいことになっている数ですということで、実態が相当かけ離れたところにある気がいたします。

したがって、ワーキンググループで今後、何をやっていくかについては、資料の中にございましたけれども、本人確認とかそういうところについては、既にマイナンバーカードが配られた状態の中で、一応、政府としても認めたものになっているわけですから、それで本人確認ができないという法律はおかしいという観点で見ると、マイナンバーカードがあれば全部できるようにすべきです。マイナンバーカードはオンラインでも使えますという切り分けをしていくと、相当程度違うお話、ストーリーが出てくるのだろうと思っております。

法人番号のほうは既に全部公開もされているわけですので、それを前提にいろいろな電子化の検討ができるはずです。なおかつ、法人の中の構成につきましても、マイナンバーをそこでどういう形で使うかは、いろいろ問題がございますけれども、さまざまな業法等で役員の欠格条件、その他のチェックがございますとか、変更したときの届けがございますとか、そういったものが全て紙で行われている部分がございますが、本人確認の問題については、全て電子化される形になりますでしょうし、そうしますと、電磁的処理の原則が相当程度、目に見える形であらわれてきて、行政手続のコストと言われる部分が多少なりとも下がっていく可能性があるという気はいたしております。

ただ、先ほどお示しいただいた中で、これはこのワーキングチームのお話ではないのかもしれませんが、行政コストがコンプライアンス・コストの部分を入れることになっていきますので、それを入れるとなると、日本ではほとんど行政手続のコストを下げる余地がな

い状況になりかねませんので、ぜひそこは日本的な計算式でやらないと、全く下がらぬということになるだろうということでございます。お呼び出しがすぐ来るので、そういうお話になってしまうということです。

とりあえず1回目の発言は終わります。

○主査 ありがとうございます。

そういう意味では、資料4でいけば3つ目の○の2つ目の矢印の、オンライン手続における本人確認手続の簡素化で、ここがせっかくマイナンバーカードをこれだけ労力をかけて導入しているので、これでできることは徹底的にやるというのは、当然確実で、その中で法律、法令に基づいてだめなもの何かというのは、全部洗い出されていますよね。

すると、法令的には大丈夫なのだけれども、いろいろなことがあってできていないという部分を、どれくらい割合を上げていくかは、こちらはやるのでしょうかね。

○構成員 主査がおっしゃったことに賛成です。最初からマイナンバーとかいう各論にはいる前に、それを導きだした基本的方向性や考え方があれば、それももとにして、これはやる必要がないとか、こちらの方向だとか議論ができると思います。

私個人としては、ビジョンとかエストニアで学んだエッセンスを簡単なイラストレーションのようなわかりやすいまとめ方が好きですが、キーワードでもいいと思うのです。

あれだけ苦勞してたどり着いたマイナンバーは、そもそも何でやったのか。今回のマイナンバーの導入で初めての1億3,000万人に付与された識別子がありましたよね。これが基軸にして、こうした環境が形成されて、こういう便利な世の中になるというイメージを描いていただきたい。これがすごく大事なものは、今後このプロジェクトを遂行する上で困難やチャレンジ直面したときに、国民も含めて皆さんが原点から見直すことが可能になり、次のステップが決められるようになると思うからです。

そのうえで、まだ個人情報の問題はあるけれど、このカードを持っていると、いろいろと社会に役にたつデータがあつまり、個人的には全然キャッシュなど持ち歩かなくても支払いなどの処理ができて、災害があってもこれ一つでどこにいても病院に行けるとか、そういう世界を描いで欲しい。一般の方々はこの点が理解できていないと思います。そのため、マイナンバーは怖い、危険とか、まだ、いろいろあるようだからやらないほうがいいということになってしまいます。これまで言ってきたビジョンを提供し皆さんの理解を得ることができれば、その先の実行段階で、ITを具体的にどのように活用するかという方法が話し合われるようになります。

そこがないので、オンライン化を実現したといっても、よく聞いてみると単にPDFをオンライン上で送りましたということだったということになる。ちゃんとデータをオンラインで送付し、最終的にはそれをみんなで共有するデータベースに蓄積できるプラットフォームをつくりましたというのでは、大きな違いがあります。

○主査 ありがとうございます。

○構成員 規制制度改革ワーキングチームで何を指すかにつきましては、規制制度を検討することによって、経済を活性化させるというところに、最終的な目標があるべきかと思っています。どうしても規制があるために、新しいビジネスができなかったり、新しい産業が起きなかったりというケースがありまして、それに対する提言を新経済連盟としてはさせてきていただいております。

典型的な例がデジタル・ファーストです。対面・書面原則は依然としてあり、法律に明記されているものもあれば、法律に書いていないのだけれどもなぜか電子化できなかったりということがあるので、フォローアップの中で洗い出しをさせていただいていることは良いことだと思います。

ですが、そこで制度改革を考えるに当たっては、経済の活性化という視点で、どの部分の規制を緩和したら、または制度を改正したら、新しい産業が起きるのか、活性化するかという視点も重要なのではないかと考えています。

例えばオンラインでの本人確認。先ほどからマイナンバーカードの話が出ていますけれども、既に制度としてはあるものですから、ぜひオンラインで使えるように、みんなが有効活用できるようにしていくべきだろうと思います。それによって、ビジネスがやりやすくなる面もございますので、ぜひそこは進めるべきだと思います。

別の話ですけれども、このワーキングチームで検討すべきものとしては、きょう、御説明いただいたもの以外にも、ITに関連するものであれば、少なくとも最初は幅広く検討の対象にすべきかと思っております。例えば、日本のエンジニアだけでは恐らく日本のITのテクノロジーを世界最先端にしていくのは難しい面もありますので、海外からエンジニアが日本に来やすくなるような環境整備とか、あるいは海外の有力なIT企業が日本でビジネスをしやすい環境整備であるとか、日本国内で考えれば、日本の生徒さんに対してプログラミング教育をどうしていくか。文科省で検討していますが、十分な方向になっているとは言えないと思いますので、そういったことも含めてこのワーキングチームで検討してもいいのではないかと思います。

以上です。

○主査 ありがとうございます。

今の最後の点は、あり得るのですよね。つまり、割合手続的な話に寄ってきてしまっていますけれども、そうではなくて、日本にIT人材が外から来ていただくための規制改革みたいなものも、俎上に乗せてもいいわけですね。

○IT総合戦略室 最終的には皆さんの御判断というところもありますが、一方で、余り広げると、一つは、いろいろなIT本部以外のところも含めて検討しているところもあるので、そういったところの動きもちゃんと把握しながらしなければいけないということと、あとは我々もあと2～3回という流れの中で、どこまで議論できるのかも考慮しながら進めていかないといけないのかなと思います。

○主査　そもそもアジェンダ設定のために年内、年明けぐらいまでやれるということなのですよね。多分、情報としてほかのところで何をやっているのかということ、上位のビジョンがどういうビジョンをもとにやっているのかというのは、次回の委員会の前にでも委員の皆さんにインプットしていると、この場の議論が生産的になるのではないのでしょうか。

その上で、ここはとても大事なのだけれども抜けているというものがあるのではないかと御指摘をいただけるとよろしいのではないかと思います。

○構成員　ありがとうございます。

多分、この全数調査はすごく大変だったと思うので、まずはお疲れさまでしたと言いたいと思います。

実際にお話をお伺いしまして、今回、一つすごくよい点があると思ったのは、規制改革会議でデジタル社会進化のための規制の徹底改革と挙げていただいて、規制改革会議とIT室で一緒にやっという動きがしっかり出たことかなと思っています。

その中で、進めていただくに当たりまして思うところが、私は2年ほど外務省に出向していきまして、デンマークの日本大使館で働いておりました。先ほどの例にも挙がってきましたとおり、デンマークではかなり電子化が進んでいるというところがあるのです。その理由の大きな一つは、国家がしっかり国民の理解を得ながら、断行するという言い方はあれですけども、意思をはっきり見せるところがすごく重要なのかなとは思っています。

●●構成員からのお話もありましたけれども、ビジョンがしっかりしてやるのであれば、国民もついてくるのかなということはあると思うのです。

御心配のとおり、IT弱者という方はいらっしゃって、使えない方もいらっしゃいますという状態はあるとは思いますが、それは一定時期、サポーターというのですか、各地方自治体で人をふやしてサポートしてでもまずは使ってもらえるようになって、その一瞬は人件費がふえてしまうのですが、それでも、断行するというしっかりした方針のもと進めているところで、大きく前進できるのかなというところがあるので、そういうところが一つあってもいいのかなというのが1点です。

もう一点は、これも●●構成員の話にまたつながるかもしれないのですが、わかりやすくビジョンが見せられるとみんなも納得できるし、自分たちも納得できるのかなというところで、例えば今ですと、子育てワンストップとかを多分、政府で進められていると思うのですが、そこの取り組みがうまくいけば、IT化をするとこれだけ便利になるのだというところが見せられて、それをベストプラクティスとしてほかへ展開できるということがわかれば、システム化が進むのかなとは思っています。

今、地方でオンライン化できるのに進まないという現状があるのですが、その大きな一つが、国としてはオンライン化していいと言われたけれども、地方の人たちはどうやってというHowがわからないというところもあると思うのです。戦略は決められたのだけれども、戦術のところは勝手にやると言われていますという状態だと思うので、例えば戦略を含めた武器というのですか、戦えるものを国からある程度提供してあげて、それを使って戦

術は各自治体の事情があるのでそちらにお任せしますという形ができると、とてもいいのかなと思います。

3点目は、そういうことをやっていこうとすると、政府側にもしっかりしたIT人材が必要だと思いますので、皆様からお話があったとおり、国民のITリテラシーはもちろんです。政府内でのIT人材、育成をしっかりやっていくのはどうかと思いました。

以上です。

○主査 ありがとうございます。

○構成員 資料の説明をありがとうございました。これまでの取り組み、本当に地道な取り組みだと私は思っています。

あとはきょう、こちらに規制改革推進会議の事務局の方と、電子行政分科会の事務局の方もいらっしゃると思いますので、その間の連携はきっとこれからもとれていくのだろうということで、そこは結構気がかりだったので、そういう意味では、この推進体制でうまくやれればと思っています。

その上で、この前の電子行政分科会でも申し上げたのですけれども、考え方として、3点をうまく盛り込んでいければと思っていることがあるので、それを申し上げます。1点目は、これまで手続に着目し過ぎていることです。

電子行政イコール電子申請になってしまっていて、余りにも視野が狭くなっている。最後は手続に落として制度とか法律とか通達とかを見ていかないといけないのですが、その手続は国民がどんな便益（行政サービス）を受けるために必要なものなのか、一体どんなサービスを行政は国民に提供しようとしているのかが重要である点です。手続だけに着目してしまうと、ものすごく成果が限定的になってしまいます。

電子行政分科会では、今回、サービスデザインという考え方で検討しています。つまり、手続を見るより、どんなサービスを提供するのかということをもう一度考え直しましょうということです。こちらの検討会でもサービス、もっと言うと国民にどんな体験を与えるかから考える必要があると思います。先ほどデンマークのお話もありましたが、こんなすごい体験ができるのだったら国民はすごくうれしいという絵姿をまずは描いて、その上で手続きなどに細かく落としていくことが必要だと思います。

住民票がコンビニでとれて少しは便利に思う人がいるかもしれませんが、住民票を取ることが目的ではないと思います。やはり画期的な体験を1個でも2個でもいいからまずはおつくりすることが重要だと思います。

2つ目が、それを実現するには、多分、民間サービスを積極的に活用しないとだめだということです。今までどうしても、国も地方公共団体も。自前主義にこだわっていました。しかしもうお金もないし、民間のほうがサービスレベルは高いので、民間のサービスを積極的に使い、委ねていくべきだと思います。そのほうがコストも安いしサービスがよくなる。民間サービス活用と自前主義からの脱却を2つ目に考えたい。

先日の電子行政分科会で坂村先生が、IoTからIoSへというコンセプトを説明されていま

した。Internet of Service。要は、いろいろなサービスがインターネットを介してつながり、新しいサービスが生まれるということです。我々はAmazonで物を買うとき、決済はクレジットカード会社がやるし、配達はやマトさんがやってくれる。いろいろなサービスを組み合わせて一つの体験を得ています。

行政のサービスも大きなサービスの一つのパーツとして組み合わされるべきだと思います。そうすると、他のサービスと組み合わせて使えるようにつくりたいといけない。情報やサービスをAPIでつなぐことができるようにする必要があります。このようなビジョンを我々の間で共有した上で、どんな体験やサービスを提供するか、そのためにはどんな制度改正が必要で、手続はどうすればいいのかというように落とし込んでいったほうが、隘路に入り込まなくていいと思います。

アクションプランを今回、新しくつくるに当たっては、そういった大きなコンセプトを念頭に置いて議論すると、従来の焼き直しにならずにいい案ができると思います。

○構成員 今の●●構成員のお話に全面的に賛成なのですが、それを行うに際しても、実は、前々から気になっていたのですが、資料2-2のつくり方の問題で、例えば8ページにオンライン利用可能な手続ということで、登記で2億600万件とか、国税で3,000万件とか、社保・労働で1億5,450万件と書いてあって、これは先ほど私が指摘したのと同じなのです。同じことを2度言うことになるのですが、これはオンラインでやっている数ではないのです。幻想を抱かせるような資料になっているので、オンラインで実際に手続された数をここには記載すべき話なので、作業された方に大変申しわけないのですが、これはオンライン可能な手続のうち、登記に係る手続が年間どのくらい行われているかというだけなのです。

私どもが受けている印象と、ここに出てくる数字が余りにもかけ離れてしまっているという感じがあるので、もっと地に足を着けて、自分たちの実力はこの程度だということからスタートしたほうが前に進みやすくなりはいないかという気はいたします。

○構成員 今の話は私も賛成です。数字を正しく書くのは重要だと思います。

あとは制度を考えるときに、制度ができた背景とか歴史的な点も少し見ておくと、国民への説明のときのインパクトが違ふと思います。規制改革推進会議の投資等ワーキングで検討を予定されている税・社会保険関係ですと、なぜ源泉徴収をやっているのか、なぜ年末調整という制度ができたのかという話は、恐らく皆さんあまりご存じないと思うのです。

以前、税理士さんに聞いた話ですが、源泉徴収は、戦時中に税金が足りなくなって、年に1度の税金徴収では足りないから毎月徴収するためにできた制度だそうです。年末調整は、戦後、公務員が足りなくなって、それまで公務員が行っていた作業を企業に有料で委託し、それがいつか無償になり、そのまま制度として残っている。

つまり、両方とも戦争のためにできた制度がそのまま残っている。本当にこれからも必要なのかどうかを見きわめないと、惰性で残っているものは他にも結構あると思うのです。

一方で、年末調整とか源泉徴収は必ずしも悪くない点もあって、従業員が一人一人をや



っているのに比べれば、企業がまとめてやったほうが、社会的には効率がいい面もある。これまではそれでよかったのですが、オンライン化が進めば、ひょっとしたら国民一人一人が確定申告をやったほうが、全体のコストは安くなるかもしれない。今のe-Taxが使い勝手が悪いなら、民間にインターフェース部分を全部解放して、民間で競争させてより使いやすいe-Taxを世の中に広める。先ほど言われた1,000の企業に1万のアプリを世の中に公開して使ってもらいたい話ですよ。そういうアプローチも考えたほうがいいと思います。余り近視眼的にならずに、少し引いて物を見ると違った景色が見えると思います。

○構成員 最後一言だけ付け加えたいと思います。私は経団連で女性活躍推進を担当しています。その経験でいうと、日本でダイバーシティをどうするかと一から議論するよりも英国とかヨーロッパで、たとえば30年先を歩んでいる国にはそれまでの経験から作られたベストプラクティスがあるので、それを導入したらいいと思います。完璧にカット・アンド・ペーストは無理ですけれども、エッセンスを取り込んで新しいものを積み上げていけばいい。経団連でも同じ方法でやってみたのですが、結構それは役立っていてうまくいっています。経団連では女性が活躍しています。

今度ヨーロッパや英国に行かれるときには、そうゆう経験のある国、たとえばイギリス、エストニアなどの国では、かなりの議論が行われて現在があるので、そこで最新の情報を得て、日本の皆さんと共有していただくことができればいいと考えています。時間の節約にもなると思います。

○主査 これは言い足りないというところはありますか。よろしいですか。

今、お話をお伺いしていて、いきなり各論に入ってしまったのですが、いきなり各論に入る前に、多分、これはどうしても締め切り感覚があって、本当は年内にやることになったものを、ちょっと時間を稼いでいるぐらいなので、早いことアクションプランの具体的な項目を落とし込まなければいけないという焦りがあるのはわかるけれども、一体これを何のためにやるのかというビジョンを、これはたかがワーキングチームなので、本当に本部レベルで一体どういう整理がなされていて、ゴールは何だと定義されているかを考えなくてはならないと思います。

この辺をちゃんと整理することは構わないけれども、とにかく一体これはどういうビジョンのことで、どんな成果を出したくてやっているか。ここの位置づけをきちんとやりましょう。その後で、このデジタル・ファーストを含む5項目ぐらいの、どういう形でこれを具体的に実現するのかという考え方もしっかりさせではどうかと思います。

その上で、今までのやり方で、これはディフェンスするわけではないのですが、悉皆調査は大変なことです。このデータがあるので、今まで本当に場当たりの大事だと言っていたものをそのときの勢いで項目を挙げてやっていたので、場当たりのになっていたのを、これだけ、一体どれはどれぐらい件数があって、先ほどの資料2-2の10ページを見ると、実際にオンライン化されているのは何%かということまで含めて追いかけていって、これを追いかけるのはいかに膨大なデータで、大変な労力かというのも、何年も身近で見て

いるのでわかっているのです。かなり把握できている中からどこをやるとインパクトが大きいのかは、前よりははるかによくわかるようになってきている。

ただ、これも膨大な数のものがある中で、政府の中でもいろいろな役割分担をしながら追いかけるものを追いかけていながら、それがばらばらな取り組みにならないように連携しながらやっていかなければなりません。

全体マップの中で、このグループは一体何をやるのですかというのを考えないと、全体が把握できないので、我々側としてもいい仕事ができないのではないのでしょうかということなので、全体マップが見てみたいです。

その上で、これは私も長らく、冒頭の挨拶のときに申し上げたとおりで、理念で理屈だけを言っても実現しないので、具体的な分野、このことについて明らかに税絡みのことをやりたいという話で、税はどこか別のやるところがありましたか。

○構成員 もし同じような内容を議論しているグループや会があれば協力しあうとか、ほかの方法を考えるのはいいことだと思います。

○主査 これも同じことを2つの別々のところでやるのは結構労力の無駄なので、連携しながら分担しましょうと決めてしまったほうがいいですね。その辺は役所でやってもらえばいいのですけれども、この項目はとても大事なので、それができてきた歴史的経緯なども含めてちゃんと洗って、追い込んで、これは何年がかりかで追い込まないと変わらないのです。

最後は何とかの条文の何とかを変えろとか、そういうことも言わないと変わらないので、しつこく3年ぐらい言いつばなしで忘れないことが大事で、3年から5年ぐらいしつこく言い続けると何かが起こるとい世界なので、その項目をきちんと出していくのが大事なのだろうということで、この辺の、何かいきなり各論にぼんと今日は来てしまったので全体像が見えなかったのを、一回ちゃんと位置づけてやりましょう。

とりあえずこんなところでよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○主査 ということで、一步引きながらも急いでやらなければいけないので、よろしくをお願いします。

とりあえず事務局にお返しいたします。連絡事項をよろしくお願いたします。

○IT総合戦略室 本日は、大変御貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

なかなか大変な宿題を負ったなと思うので、これから何ができるか考えたいと思います。

次回の日程ですが、12月5日ごろを予定しております。別途後日連絡いたしますし、それまでに先ほどの宿題をどこまでお返しできるかを考えさせていただきたいと思っています。

最後でございますが、本日の資料は全て公開。一部ワープロミスのところは修正させていただきます。ありがとうございます。全て公開させていただきます。ありがとうございます。

議事録は皆様に確認していただいた上で、公開させていただきますので、よろしくお願

いたします。

以上でございます。

本日は、どうもありがとうございました。